

## 寒河江市ホームページ広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市のホームページ（以下「市ホームページ」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 寒河江市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、市ホームページには掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 個人又は法人の名刺広告
  - (7) その他、市ホームページに掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、市ホームページに掲載できる広告に関する基準は、別に定める。
- 3 市税及び税外収入金の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可、透過 GIF 不可）又は JPEG
- (3) データ容量 10KB 以下

2 前項に定めるもののほか、広告の規格に関し必要な事項は、別に定める。

(広告の掲載ページ、枠数及び掲載料)

第6条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとする。

2 広告掲載料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有する公益法人及び公共的団体、企業又は自営業の広告 1 枠につき 3,000 円/月（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 市外で山形県内に事業所等を有する公益法人及び公共的団体、企業又は自営業の広告 1 枠につき 10,000 円/月(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 山形県外に事業所等を有する公益法人及び公共的団体、企業又は自営業の広告 1 枠につき 20,000 円/月(消費税及び地方消費税を含む。)

3 広告掲載者は、第 10 条第 2 項の規定により通知があった掲載期間内(以下「掲載期間」という。)において、それぞれの年度ごとに、前項に定める金額に月数を乗じて得た額を、市長が指定する期日までに一括で納付しなければならない。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告掲載期間は、1 月を単位とし、連続 36 カ月までとする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合はこれを更新することができる。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 広告掲載希望者の募集(以下「募集」という。)は、市ホームページ及び市報さがえにおいて公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、公募を行うにあたり、広告の掲載が見込まれる者及び広告会社に対し、募集の案内を送付することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 市ホームページへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第 1 号)を、郵送、FAX 又は E メールにより、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 10 条 市長は、第 4 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について様式(様式第 2 号)により、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告掲載者は、市長が指定する期日及び場所に広告原稿を提出するものとする。

(審査会)

第 12 条 第 10 条第 1 項の決定に必要な事項の審査を行うため、寒河江市有料広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(広告内容等の変更)

第 13 条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が

各種法令に違反している若しくはそのおそれがある又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告掲載者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第14条 市長は、次の各号に掲げる事項に該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を、広告掲載者が行わないとき。
- (4) 広告掲載者、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告掲載者は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載者は、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 市長は、市の都合により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を、当該広告掲載者に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した翌月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第17条 広告掲載期間内に、市の都合により市ホームページを閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 市の都合により、広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告を掲載する者の責務)

第18条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第19条 広告掲載者は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに寒河江市の担当部署に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

市ホームページバナー広告掲載申込書

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿

寒河江市ホームページへのバナー広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	ふりがな 代表者職氏名			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業種				
掲載希望期間	年 月から 年 月まで ( か月)			
リンク先 URL				
広告の内容 (バナーの内容案を ご記入ください)	<p>バナー広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。</p>			
その他	<p>申込みにあたっては、寒河江市ホームページ広告取扱要綱の内容を遵守するとともに、寒河江市が市税等の納付状況調査を行うことに同意します。また、申請内容に変更があった場合、速やかに担当課まで連絡ください。</p>			

(表面)

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長 印

寒河江市ホームページバナー広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申請ありました寒河江市ホームページバナー広告掲載について、寒河江市ホームページ広告取扱要綱第10条第2項の規定により次のとおり決定したので通知します。

掲載の可否	( 承 認 ・ 不 承 認 ・ 要 修 正 )
不承認及び要修正の理由	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載料	円
掲載料納付期限	年 月 日まで
修正を必要とする箇所及び修正期限	
承認するリンク先	
備考	

(裏面)

この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒河江市に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、処分についての異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経た後に、決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に係る決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定（裁決）がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。